

# 令和4年度 龍ヶ崎市立八原小学校 いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立八原小学校 四位 悟

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動において「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめは、どの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) いじめを許さない学校づくりのために【未然防止】

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

## 〈いじめの防止に関する具体的な取組〉

### ①積極的な生徒指導の推進

日常の教育活動の中で、自主的に判断して行動したり、積極的に自己を生かしたりできる機会や目標の達成に向けて自他の役割を理解して協力し合う機会を多く設けることで、児童の自己指導能力を育成するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を養う。

### ②八原しぐさ「あこがれ」を活用した望ましい人間関係の醸成

八原しぐさ「あこがれ」の4つのしぐさである「ありがとう」「行動」「学習」「礼儀」を全校児童が意識して生活することで、他者に対する思いやりの心や友達の良さを認める気持ちを育て、望ましい人間関係を醸成する。

### ③いじめ問題に取り組むための組織づくり（平常時）

いじめ等を含む生徒指導上の課題について協議するために、副校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年生徒指導担当者（5名）による生徒指導部会を設置する。生徒指導部会は、月1回定例で、いじめ等も含む生徒指導上の問題について、現状や指導についての情報の交換、及び共通実践についての話し合いを行う。また、いじめの未然防止と早期発見のために、校長、副校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、道徳主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭によるいじめ防止対策委員会を設置する。いじめ防止対策委員会では、いじめが確認された場合の対応の検討及びいじめ防止対策の検討など、いじめについて組織的に対応するための話し合いを行う。

### ④キャリア教育の視点に立った体験活動の推進

城ノ内中学校区共通の指導計画である「やしろキャリアプラン」を基盤として、特別活動や総合的な学習の時間、生活科等の授業の中で、キャリア教育の視点に立った体験活動の充実を図ることで、人間関係形成能力や社会形成能力、自己管理能力や課題対応能力を育成する。

### ⑤「特別の教科 道徳の時間」の充実

「特別の教科 道徳時間」の授業の中で、本時のねらいとする道徳的価値を「自分ごと」としてをとらえさせるための指導の工夫を通じて道徳的実践意欲と態度を育成する。現状の事態に鑑み、差別や偏見に関わる単元について、児童の発達段階に合わせ、適宜指導する。また児童の多様な考えを引き出す工夫を通して、様々な価値観の人々と協働して問題を解決していこうとする態度を育てる。

### ⑥学級活動の充実

学級生活を向上させるための自主的な話し合い活動を組織し、自己選択や自己決定の場を保障する。また、話し合っただけの実践を通して、一人一人の協力性や達成感をもてる学級づくりを推進する。

### ⑦朝・帰りの会の充実

朝の会や帰りの会の中で、児童の活動のよさを賞賛する場を設定したり、1分間スピーチなど児童一人一人が認められる場面を設けたりすることで、学級内の温かな人間関係を育て、安心できる心の居場所としての学級づくりを進める。

### ⑧差別や偏見の防止の徹底

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別が生じないよう指導に努める。

## (2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために【早期発見】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの

確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

#### 〈いじめの早期発見に関する具体的な取組〉

##### ①日常的な観察

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことで児童の小さな変化を発見する。

##### ②校内組織の活用

学年会や生徒指導部会、いじめ防止対策委員会等において、児童の生活についての情報交換を行い、多くの視点から児童の小さな変化をとらえるようにする。

##### ③学校生活に関するアンケートの実施と教育相談の実施

「学校生活に関するアンケート」を年3回（7月、11月、2月）、「学校生活ミニアンケート」を毎月行い、児童の不安や悩み、人間関係等をつかみ、問題の早期発見を図る。また学校生活アンケートと並行して教育相談週間を年間3回設けることで、アンケートだけでは把握できない児童に内面に寄り添った支援やより細やか人間関係を把握に努める。

##### ④家庭や地域、関係機関と連携

いじめ問題等に関する学校の方針を家庭や地域に示すとともに、児童の問題行動等の情報提供や相談を随時受けられるようにする。また、市教育センター、こども家庭課、民生委員、警察等との情報交換を密にして学校だけでは発見が難しい問題に対しても早期の発見に努める。さらに、児童がいじめの問題を学校や家庭で話すことができないというケースも考えられることから、市教育センターやこどもホットライン、いじめ・体罰解消サポートセンター等の相談機関があることを周知する。

### (3) いじめを認知した場合の適切な対応【早期対応】

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

#### 〈いじめへの早期対応に関する具体的な取組〉

##### ①臨時のいじめ防止対策委員会の開催

いじめの問題を認知した場合は、速やかに解決のための方途等、いじめ問題への実効的な措置を行うために、臨時の「いじめ防止対策委員会」を開催する。臨時の委員会には、当該児童の学級担任や学年主任などの関係職員を委員に加え、当該いじめ問題解決に即応した体制を整備する。

##### ②いじめへの対応

###### ア 全職員による対応

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に、校長以下全ての教職員が対応のための適切な役割をもち、いじめ問題の解決にあたる。

###### イ 事実確認の徹底と指導

いじめられている児童の身の安全を最優先に考えた上で、いじめられている児童、いじめている児童及び周辺児童等から綿密な情報収集を行い、事実確認を行う。いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたると同時に、周辺で傍観者の立場にいる児童たちにもいじめの当事者と同様であるということを指導する。

###### ウ 保護者との連携

いじめられている児童、いじめている児童双方の保護者に対して事実確認の報告と今後の支援体制や指導体制について連絡を行い、協力を依頼する。

## エ 市教育委員会との連携

いじめ問題の経過と指導状況、今後の取組等を随時報告し、助言をいただく。

## オ 関係機関との連携

学校内だけでなく市教育センターや警察等の関係機関と協力をして解決にあたる。また、いじめられている児童の心のケアのために養護教諭とともに、市教育センターの相談員やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、支援を進めていく。

## ③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、速やかに龍ヶ崎市教育委員会に報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「重大事態いじめ防止対策委員会」を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果にもとづいて、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止の措置や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携した指導を行うなど毅然とした対応を行う。

カ いじめを受けた児童及び、いじめの周辺にいる児童たちの心のケアに配慮する。その際、市教育センターやスクールカウンセラーの緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と連携して対処する。

キ マスコミ対応が必要な場合は、市教育委員会の指導のもとに適切に対応する。

## 4 その他の重要事項

### (1)事後の対応について

謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、いじめを受けた児童に対する見守りを継続する。また、いじめを行った児童に対しても、その児童が抱える問題に目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導、支援する。

### (2)取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について